

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： はな保育園せんのんじ	種別： 保育所	
代表者氏名： 浅野 未有希	定員（利用人数）： 60名（61名）	
所在地： 愛知県名古屋市中川区吉津4-2109		
TEL： 052-485-5927		
ホームページ： <a href="http://hanahoiku.com">http://hanahoiku.com</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日： 平成29年10月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社はな保育		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 5名
専門職員	（管理者） 1名	（保育士） 15名
	（調理員） 4名	（保育補助） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 保育室 職員室 更衣室
		調理室 調乳室 トイレ 園庭
		シャワー 駐車場

### ③理念・基本方針

★理念  
自分らしく生きる

★基本方針

- ・自分を好きな子
- ・すべての命を大切にできる子
- ・「ありがとう」の気持ちを大切にできる子
- ・自分で考え自分で行動できる子

### ④施設・事業所の特徴的な取組

・家庭的でくつろいだ雰囲気の中で安心して1日が過ごせるよう、一人ひとりを大切にしたい保育を心がけている。また、主体性を大切にしながら様々な経験が子どもたちの生きる力の素となるよう丁寧な保育を心がけている。

- ・子どもたちの成長を保護者と共に喜び合い見守っていけるよう、アプリ（連絡帳）だけでなく、送迎時などを利用しコミュニケーションが図れるよう保護者との会話、やり取りを大切にしている。
- ・子どもたちが楽しめ、知恵・知識を得られることを目的として講師による体操教室・英語教室・自社講師によるリトミック等カリキュラムを充実させている。
- ・園庭で野菜や植物の栽培・収穫を体験している。収穫した野菜はその都度、給食室で調理をし食べるもの大切さを知ったり、食べる意欲につながるようにしている。また、他クラスにお裾分けをしたりと異年齢交流にも活用をしている。
- ・玄関ホールに絵本コーナーを設け、絵本に親しんだり親子の触れ合いの場になるようにしている。
- ・ホームページ・ブログ・園フォト等、普段の園での様子をいつでも保護者が見られるようにしている。掲載に関しては保護者から同意書をいただき、同意の得られない方は掲載しない・顔がわからないように加工をするなどの配慮をしている。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月15日（契約日） ～ 令和 6年 5月30日（評価確定日） 【令和 6年 4月22日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （令和 2年度）

### ⑥総評

#### ◇特に評価の高い点

##### ◆保護者に伝わる園長の思い

入園説明会や入園式、また各種園行事の機会を捉え、園長が保護者に対して保育理念や基本方針、事業計画等を説明している。紙媒体のパンフレットや「園だより」、コンセプトブックを使い、また電子媒体のホームページやキッズリーを通して、保護者に訴えかけている。それらの説明の中には、園長が信条としている「子どもが主体の保育」も含まれている。「園からの一方的な説明で、保護者の理解につながっていないのでは・・・」との園長の危惧はあるが、保護者アンケートの「理念、方針の保護者周知」は95%、「事業計画の保護者周知」は86%の高い肯定率を示している。

##### ◆研修効果の確認

市や区が計画する研修に積極的に参加し、法人主導の年間4回の階層別、テーマ別研修があり、それらを補完する意味合いで園内研修を実施している。園では、常勤の正規職員が大半を占めることから、適切な研修に適切な職員を参加させることが可能となっている。これらの研修の履修後には「研修報告書」の提出を求め、そこに記述されたアクションプランの実施状況を、1ヶ月後に園長が確認・検証している。この仕組みにより、職員が研修で得た知識や技術が園に還元されることとなる。

##### ◆職員の理念・方針の理解

子ども一人ひとりに寄り添い、自分らしさを育むことを大切に保育している。職員会議で、理念と保育方針を唱和することで意識を高めて保育に反映しようとしている。異動等によって職員数の減少の時期も、子どもたちが落ち着いて生活できていたことは、職員が理念や方針を理解し、子どもに対応していたことと推測できる。

◇改善を求められる点

◆苦情解決体制のダブルスタンダード

苦情解決体制に関し、「苦情の対応」のフローチャートでは苦情解決責任者を「園長」としており、園での掲示や配付物では「社長」となっている。これらの重要な事項の齟齬は、苦情解決体制のみならず、組織自体（法人、園）の信頼性が疑われることにも繋がりがねない。加えて、事業運営の透明性を担保するためには、苦情の受付から解決策の検討、解決に至った経緯などの情報を公表することが求められる。

◆地域交流の推進

現在、近隣にある神社の清掃や園の前後にある会社との交流はあるが、地域住民との交流がなされていない。地域の行事に子どもたちが参加することを含め、自治会・町内会活動への参加やボランティアの受入れなど、子どもと地域とを結ぶ取組を積極的に推進されたい。園開放の活性化策を検討し、地域の子育て支援にも積極的に取り組むことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、いつもとは違う視点で振り返りをすることができました。こちらも思いが保護者に伝わっていることもわかり、良かったと思います。今回、ご指摘いただいた点の改善に努めるとともに、慢心することなくより良い保育を提供できるように職員一同で取り組めるようにしたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園説明会や入園式、また各種園行事の機会を捉え、園長が保護者に対して保育理念や基本方針を説明している。紙媒体の「園だより」や電子媒体のキッズリーを通して、保護者に訴えかけている。その成果が表れ、保護者アンケートの「理念、方針の保護者周知」は、95%の高い肯定率を示した。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>区の園長会が年間4回開催され、連絡事項が伝達される。法人の園長会はWebを使って毎月開催されている。この他に、法人内の認可普通園の園長会も開催されている。これらの会議に参加し、園長は園運営に必要な情報を取得している。必要に応じて、職員会議等の機会に職員に伝達している。</p>		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新人職員の育成と地域交流の推進を課題として捉えている。新人職員に関しては、園長の思い描いた通りに育成が図られている。地域交流に関しては、コロナ感染症が5類に移行になったものの、子どもが他の疾病に罹患して重篤な状態となったため、積極的な地域交流を自粛した。地域の子育て支援の目玉である「園開放」に関しても、思い通りの反応はない。</p>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の中長期計画（2024～27年度）が策定されているが、事業の方向性を示すに留まり、各年度の到達目標等は明示されていない。また、園独自の中長期計画も策定されていないことから、単年度の事業計画作成への枠組みを示すものがない。法人の中長期計画に沿い、園長の思い描く将来的な「園のあるべき姿」を、中長期計画として明文化することが望ましい。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の中に、「最重点課題」3件と「重点課題」3件、「単年度で取り組む課題」3件の計9項目の課題を挙げている。それぞれの課題に対して現状分析し、取り組む方針を定めて実行計画を作成している。しかし、実行計画には数値目標や具体的な到達点等の設定がなく、曖昧な表現に終始している。また、事業計画と事業報告書との関連も薄い。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 実行計画に具体的な指標が示されていないことから、有効な進捗管理（見直し）は行われていない。また、「職員は保育に専念して欲しい」との園長の思いがあり、職員の事業計画の作成や見直しへの関与は薄い。実行計画に掲げられた各項目は、子どもへの保育を前後・左右から支える周辺環境であることを認識し、職員の事業計画への参画意識の醸成を期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ a ・ b ・ c
<コメント> 入園説明会や入園式で、パンフレットやコンセプトブック等の資料を使って事業計画を説明している。「園からの一方的な説明で、保護者の理解につながっていないのでは・・・」との園長の危惧はあるが、保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は、理念・方針の周知同様、高いパーセンテージを示している。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ a ・ b ・ c
<コメント> 定期的に第三者評価を受審し、今回が2度目の受審である。年に1度、「自己評価チェックリスト」を使って法人主導の自己評価が行われている。パート職員を含む全職員がWebで質問に答えている。法人本部にて集計・分析が行われるが、それを待つことなく、園長が独自で集計して分析の結果（課題）を抽出している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 自己評価から得られた園の課題として、「計画等の職員周知の脆弱」と「地域交流の柱としての園開放の低調」を挙げている。打開策は打ったものの改善には至らず、今後の課題として令和6年度より指揮を執る園長（1年間他園の園長を務めた元園長の復帰）に引き継ぐこととなった。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の役割と責任が「運営規程」に記載されており、「職務分担表」にも職務の内容が記載されている。園長不在時の権限の委任先は「運営規程」上は主任保育士となっているが、現在空席のため、主任代理がその任に当たることとなる。園長はホームページ上に所信を表明しており、自らの信条である「子ども主体の保育」を、職員会議等で職員に伝えている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 法人全体にコンプライアンス重視の考え方が浸透しており、関係法令の改廃には常に気を配っている。今回（令和6年4月）の報酬改定に伴って職員の配置基準が変更となったが、従前より基準配置以上の手厚い配置が行われており、園の職員体制に変更はなかった。これらを職員に説明しており、職員も理解している。「人権擁護のチェックリスト」を使い、職員の意識付けを行っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 園長は、自らが信条とする「子ども主体の保育」の実践こそが質の高い保育と捉え、職員を指導している。職員はそれを理解して保育にあたり、子どもの姿を通して保護者にも伝わっている。「子どものやりたいことを優先してくれる」や「子どもが自由にのびのびと」等、保護者アンケートにも裏付けの言葉が並ぶ。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 法人の方針として「残業なし」、「持ち帰り仕事なし」が徹底されており、職員は勤務時間内に事務仕事も終了させている。裏を返せば、基準配置以上のゆとりある勤務シフトが組まれていることが奏功している。今回、報酬改定に伴って「保育士の配置基準」が変更されたが、すべてのクラスで新基準を満たしており、職員確保に窮することはない。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 正規職員の採用計画や採用活動は法人本部マターで行われ、園ではパート職員の面接を行っている。現在は落ち着いた状態を取り戻しているが、法人の事業の拡大（園の新設）が急で、新規開設園への職員の異動が激しく、目まぐるしい1年を過ごした。職員育成に関しても、法人の人事施策に巻き込まれて、園として思い通りの動きが出来なかったという点は否めない。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事考課の制度はなく、「目標管理シート」を使った目標管理を行っているが、個人目標に数値目標や具体的な到達点が設定されていないため、完成度の高い制度とは言い難い。具体的な数値目標等がないために、期中の進捗確認は行われず、年度末の最終評価は曖昧にならざるを得ない状況である。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>残業なし、持ち帰り仕事なしは、法人の基本的な方針である。法人内の異動が多く、またコロナ禍によって職員の勤務シフトが窮屈になったことはあったが、概して有給休暇の消化は順調に推移している。育児休業明けの職員には時短勤務や職種変更（正規職員→パート職員）を認める等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した施策もある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員育成の柱を「研修」と「目標管理」と捉えており、「研修」に関しては、市や区が実施する研修に加え、法人主導の研修や園内研修があり、充実した内容となっている。「目標管理」に関しては、「目標管理シート」を使って取り組んでいるが、個人目標に数値目標等の具体的な記述ないことや、期中の取組みの進捗が管理されていないことなど、改善すべき課題が多い。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の異動に伴って多くの新しい職員が入職した。それ故、法人の理念や考え方を理解してもらうためのテーマ別研修に時間が割かれている。法人の年間4回の研修もしかり、また園内研修においても理念に関する研修を実施している。これらの研修の履修後には「研修報告書」の提出を求め、そこに記述されたアクションプランの実施状況を、1ヶ月後に園長が確認している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市や区が計画する研修に積極的に参加し、法人主導の年間4回の階層別、テーマ別研修があり、それらを補完する意味合いで園内研修を実施している。常勤の正規職員が大半を占めることから、適切な研修に適切な職員を参加させることが可能となっている。法人本部において、職員個々の研修履歴の管理が行われている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度、2名の保育実習生を受け入れた。実習の依頼元の養成機関が作成した「実習実施計画」に沿って実習が行われており、「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」は形だけのものになっている。受入れ目的の異なる実習生とボランティアとを別個のマニュアルに分け、実効性の高いマニュアルとすることが望ましい。また、実習生受入れを実証するための記録を残されたい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページやパンフレット、コンセプトブック等を活用し、様々な情報を公開している。ただ、苦情の受け付けや解決策の検討、解決に至った経緯などの情報が公表されていない。苦情解決体制に関しても、「苦情の対応」のフローチャートでは苦情解決責任者を園長としており、園での掲示や配付物では社長となっている。これらの重要な事項の相違は、体制自体の信頼性を失うこととなる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園における現金出納は、2万円を限度とする小口現金制をとっている。購買等の決裁権は園長にあり、また現金出納の責任者も園長が兼ねている。大きな金額の現金が動くことはないが、内部牽制を働かせる意味からも、決裁権者と出納責任者を2名に分かつことが望ましい。法人内の内部監査は、厳密に行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      事業計画の最重点課題の一つに「保護者や地域の保育園理解」を掲げているが、具体的な実行計画としては地域との関わりに言及していない。令和5年度、コロナ感染症は5類へ移行となったものの、他の感染症に罹患した子どもが重篤化するなど、地域との関わりを持ちづらい状況下にあった。地域との取組が再開されるのは、令和6年度以降となる。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」があるが、「実習生」と「ボランティア」という受入れ目的の異なる活動が一つのマニュアルで管理されている。実効性の面からみても、それぞれ個別のマニュアルを作成することが望ましい。かつては、中学生のサマーボランティア等の来訪があったが、コロナ禍以降は中断したまま再開されていない。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;                      園庭が狭いため、近くの4ヶ所の公園に散歩に出かけることが日課となっている。玄関に掲示してある「お散歩マップ」には、それぞれの公園に続く道路に沿って、注意を必要とする事柄が記載されている。年長クラスの11名が5校の小学校に分かれて就学するので、それぞれの小学校とも連携を密にしている。児童相談所や保健センター等の公的機関とも連携を図っている。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      感染症が流行り、対外的な活動の自粛を余儀なくされた1年であった。個人懇談会時に、保護者から在園児に関するニーズは聞き取っており、延長保育の必要性や兄弟同園通園等のニーズを把握している。未就園児に関するニーズに関しては、期待した園開放に参加者が集まらず、ニーズの把握には至っていない。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      未就園児親子を対象として園開放を案内しているが、実績が上がっていない。パンフレットや案内文書の配布先を拡大したが、目に見える反応はなかった。目標とする「地域に開かれた園」の実現のためにも、抜本的な打開策が求められる。AEDを設置しており、ステッカーを貼ってAEDの設置事業所であることを地域に知らせている。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新人研修や社内研修を行うことで、子どもを尊重した保育実践ができるようにしている。毎月の職員会議では、理念や方針を唱和している。子ども同士が互いを尊重できるように、職員がお手本を示すことで子ども同士のコミュニケーションがとれ、国籍や文化の違いを受け入れることが出来ている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシー保護のため、園庭の目隠し柵や、着替えの際には他児から見えない工夫をしている。すべての保護者に対し、子どもの写真・ビデオ等の使用の承諾書の提出を依頼し、承諾の得られなかった子どもについては、職員全体に周知が図られている。プライバシー保護の更なる取組みとして、今後、園内の施設について、職員によるプライバシー保護の点検を考慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園を紹介するリーフレットを公共の施設に置いてないが、ホームページがあり園見学についての申込みができる。見学の際には、見学者の名前や特徴・育児相談などについて記録している。リーフレットの作成は法人本部が行っているが、必要に応じて変更依頼を園長から連絡している。今後は、リーフレットが広く地域や子育て中の家庭に届く工夫をされたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者と1対1の面接を行い、パンフレットに沿って丁寧に説明している。「重要事項説明書」については、園長から話をして同意書を得ている。また、持ち物についてはフリー保育士から説明をして、パンフレットにあるイラストを参考に分かりやすい工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の変更にあたっては、保護者の同意を得た上で、子どもの記録を渡す場合もある。保育終了の際には、保護者に対して口頭で、相談等にはいつでも園が対応することを伝えている。卒園児の兄弟・姉妹が在園している保護者には、職員から積極的に声をかけている。今後は、文書で卒園後の相談対応について知らせる工夫を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事ごとにアンケートをとり、保護者の声から改善課題等を拾っている。保護者席やカメラ席の工夫など、より保護者が子どもの成長を実感できるように改善した。結果は集計し、「園だより」で保護者に知らせている。法人本部主導で、年1回保護者アンケートを行っており、結果を園で検討して改善策を作成している。改善策を法人本部に報告するとともに、保護者にもフィードバックしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「苦情対応マニュアル」やフローチャートがあり、職員周知されている。苦情についての記録があり、改善策が明記されている。駐車場についての苦情は、スムーズに使えるようにルールを決め、職員や保護者周知を行った。苦情受付は、「重要事項説明書」に記載されている。また、ホームページや連絡アプリから意見を言える仕組みがあるが、保護者への周知に関しては課題が残る。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 相談対応のフローチャートがあり、相談内容は各職員のノートに記載し、最終的に子どもの個人記録に記載している。相談者が安心して相談を受ける場所や時間を保護者に周知する工夫を期待したい。また、保護者に相談受付を随時行なっていることを、保護者に分かりやすく文書で知らせる工夫を期待する。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「相談対応（保護者対応）マニュアル」があり、職員会議で見直しをして周知している。見直しをした日付を記載し、職員周知に繋げていくことを期待する。また、マニュアルと保育現場での実践とを検証し、問題を話し合うことで職員が実践力を高めていくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 室内や園庭を月1回点検して、安全な環境作り心掛けています。各クラスが「ヒヤリハット報告」をすることで、全職員に周知している。怪我の報告は「事故報告書」に記載して回覧している。また、他園で起きた事故についても園内で話し合い、事故防止についての意識を高めている。職員は年1回、救急救命講習を受けている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 感染症対応のフローチャートがあり、フローチャートに沿って対応している。感染症の具体的な症状をラミネートして掲示し、保護者に分かりやすく知らせている。感染症発生時は、消毒の回数を増やしたり換気をこまめに行っている。子どもの体調に注意して体温計測を行っている。職員は、社内研修で小児科医の研修を受け、子どもの疾病の知識を深めている。玩具の計画的な消毒を計画している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 園の立地条件として、高潮の際には危険を伴う。年に1、2回、自治会長と連携のある団地の3階までの避難訓練を行っている。広域避難場所に指定されている公園まで行く避難訓練も、年に1、2回行っている。園の近隣の事業所との交流を図り、災害時に手助けをしてもらえる関係づくりを行っている。「備蓄リスト」は職員に分かるように掲示され、給食室で管理されている。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法は、「園マニュアル」にまとめられている。「園マニュアル」は職員の個人持ちではないが、職員会議で共有している。今後は必要に応じて個人持ちにし、常に読み返したり実践保育の中での疑問や悩みに対応できるようにして、保育に活かされることを期待したい。昨年度より「年齢別の保育を考える会」の研修が始まり、実践力を高める機会となっている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園長が保育実践を見ることにより、標準的な実施方法で保育が実施されているか確認している。また、職員から保育についての悩みを聞くことで、標準的な実施方法を確認したり見直しをしたりしている。職員の意見を集約して、法人本部に連絡している。今後は、保護者ニーズを把握して、保護者の意見を標準的な実施方法に反映させることが望ましい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 保護者との面談で得た子どもの情報や、連絡アプリでの子どもの情報は職員間で常に共有している。しかし、子どもの個別の指導計画には、保護者からの情報が具体的に反映されていない。今後は、子どもの具体的な支援方法を記載していくことを期待したい。乳児の離乳食については、園長・担任・調理員との協議や、保護者の意向等を取り入れて発達に沿った食事提供をしている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉓ ・ b ・ c
<コメント> はな保育園全体で指導計画は統一されているが、子どもの発達状況や様子によって担任が指導計画を変更している。月案の反省から課題を明確にして、次月に活かすように計画を立案している。今後も、子どもの姿を大切に、職員間の話し合いから指導計画を立案していくことを期待する。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの記録は3歳未満児は毎月記載し、3歳以上児は期毎に年4回記載している。記載方法については、法人本部の研修を受け、各園で確認している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に置いて記載することを基本にしており、最終的には園長が確認している。コンピューターネットワークで保育日誌を共有し、保育内容や子どもの姿等を周知している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 子どもの記録等、個人情報を含む書類は、施錠できる書庫で管理している。施錠は静脈認証となっているので、鍵の紛失の心配はない。個人情報の取扱いについて、「重要事項説明書」には記載されていないが、他の文書で説明し、保護者から同意の承諾書を得ている。「園マニュアル」にも個人情報の取扱いが記載されているので、園内での勉強会の実施を望みたい。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、職員個々で年2回反省を行い、園の意見をまとめて法人本部に提出している。今年度は特に改善すべきことはなかったが、年2回評価・反省を行うことで、職員への保育内容の確認が出来ている。4月に職員間で確認や話し合いを行い、新年度に向けての保育内容の周知をしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>快適に過ごせるよう、外気温と差がないように室温の設定をしており、換気や湿度等にも注意している。また、クッション材や滑り止めを使用し、安全に過ごせるようにしている。子どもがほっとできる場所として、畳コーナーやマットコーナーを各保育室に準備している。玩具は毎日消毒し、食後は室内を電解水やアルコールで消毒している。空気清浄機やエアコンも土曜日に掃除をしている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的には、子ども一人ひとりの気持ちを大切に、子どもに寄り添う保育をしている。子どもの危険を察知した時には、叱咤に大声が出てしまうことがある。職員間の連携や子どもの家庭状況についての共有に心掛け、丁寧な関わりや一人ひとりの気持ちを聞くようにも心掛けている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事の時間や手洗いなど、基本的な生活習慣を身に付ける場面での丁寧な関わりを大切にしている。遊びの中でも生活習慣が身に付くよう、クラスミーティングで検討し、定期的に玩具の見直しを行っている。環境設定に関しても常に意識し、クラスミーティングで討議して見直している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自分の意見を伝えあうサークルタイムがあり、3歳児から保育に取り入れている。子どもが自分で考えて作る「カブラ」や「LaQ」などを準備したり、散歩に行き自然に触れられるようにしたりしている。近くに公園がいくつかあり、子どもたちの様子に合わせて出かけている。近くの神社では、子どもたちが清掃活動を体験し、地域の方と挨拶を交わすなどの交流もある。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもとゆったりと関わるようにしている。一人ひとりの生活リズムに合わせて支援し、家庭的な雰囲気大切にしている。発達に合った手作り玩具を準備し、興味のある遊びを子どもが選んで遊べる環境作りをしている。早延長保育利用の保護者と担任とが顔を合わせる機会が少ないが、朝の登園時に会えなかった保護者には、極力夕方降園時に話ができるように心掛けている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内では、子どもの動線を考えた環境作り心掛けている。子どもが探索活動を楽しめるよう、戸外では、園庭や公園で自然に触れ、身体を十分動かして遊んでいる。異年齢の交流は、延長保育時間で行っている。今後は、散歩等の活動を通して交流を深めたいと考えている。職員間の連携や保育内容の話し合いを進め、異年齢交流が行われることを期待したい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          子どもの主体性を大切に、遊びを進めている。子どもの意見からお月見に飾るものを作ったり、勤労感謝の日には近隣の会社へプレゼントを持って行ったりして、子どもの発想を大切にしている。就学時に必要な「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を指導計画に盛り込み、小学校へのスムーズな移行ができるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保護者との面談を通して個別指導計画を作成し、リハビリ訓練の様子を保護者から知らせてもらい、保育の参考にしている。療育センターに通園している子どもの情報を共有し、巡回指導員の助言を職員で共有して障害特性にあった支援を行っている。市や法人内の研修に参加し、障害についての知識を深めていきたいと考えている。今後、職員間で研修後の学びを深めていくことに期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉓ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          勤務がシフト制のため、遅番の職員が「連絡ノート」を見たり、口頭での引継ぎをして、長時間保育へのスムーズな移行ができるようにしている。異年齢交流を持ちながら、ゆったりと過ごせるようにしている。長時間の年間保育計画が立案されている。今後は評価・反省を記載し、次年度の計画に反映させることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          幼保小連絡会は年2回、2月と4月にある。子どもの様子の情報交換をして、小学校へのスムーズな移行ができるようにしている。年長児の指導計画には、就学への支援についてきさいがあり、就学への期待が持てるようにしている。小学校教諭との定期的な意見交換や合同研修は行われていない。今後、検討されることを期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉕ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          年間の保健計画があり、各年齢ごとに月案に盛り込んで作成している。各担任が「保育日誌」に子どもの体調や怪我などについて記載している。3歳未満児は、昼寝の際に呼吸チェックと姿勢チェックを行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、保護者には入園説明会で知らせている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉖ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          健康診断（内科健診）は年に2回、歯科健診は年に1回行っている。「重要事項説明書」に嘱託医の説明が記載され、保護者に周知を図っている。欠席した子どもは、後日各自で健診を受けることになっている。健康診断・歯科健診の結果は子どもの記録に記載し、保護者にも知らせている。健診の結果から、保育に反映できることを職員間で話し合い、実践していくことが望まれる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉗ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「アレルギー対応マニュアル」に沿って、保護者との面談を通して除去食について話し合いを行っている。食事の提供の際には、調理室から保育室への受渡しの際にチェックし、さらに子どもへの提供時にもチェックを行い、誤食防止に努めている。アレルギーに関する研修は、法人本部が計画する研修を、年1回職員全員が受けている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食への興味が高まるように、野菜を育てて収穫し、調理したものを給食として提供している。食育計画を月案に盛り込み、クッキングでは、保育参観時にホットケーキなどのおやつ作りを体験している。子どもの発達に応じた食器を使い、自分で食べる楽しさを味わえるようにしている。より、子どもの発達に合った支援となるよう、絵本や紙芝居を通してマナーを知らせて行くことも検討している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達状況を担任と調理師とが話し合い、離乳食を進めている。幼児は残食を確認して、献立の参考にしてしている。また、食事面で気になる子どもについては、栄養士が食事の様子を保育室に見に行っている。定期的に、色々なクラスの食事の様子を見ることで、食材の形状や硬さ等の参考にしてしている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 連絡アプリを使い、子どもの様子を知らせている。食育の様子や給食の献立を写真で伝え、具体的な園の様子を理解してもらう機会としている。行事や保育参観で、子どもの遊ぶ様子や成長を分かりやすく知らせている。子どもの保育時間やお迎えのタイミングでゆっくり話せない保護者には、機会を捉えて職員の方から積極的に話しかけるようにしている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 園開放を行っており、子育ての悩みなどを受たり、安心して子育てができる情報を知らせたりしている。個人懇談会を年1回行い、必要に応じて園長が参加するようにしている。保護者に正確な情報を伝えるため、職員は園での子どもの様子を詳細に見ており、保護者に声をかけてコミュニケーションを図り、安心できるようにしている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」があり、家庭等での虐待が疑われる時はマニュアルに沿って対応している。子どもや保護者の様子が気になった場合は、個人面談を行って話を聴いている。視診をして必要に応じて記録に残し、情報を園長・主任と共有している。市と法人本部の虐待に関する研修を受けている。近年、不適切保育の報道も多いことから、園内勉強会などで権利意識を高めていくことを期待したい。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ③ ・ c
<コメント> 毎日の保育の振り返りは、「保育日誌」に記載している。今年度の園内研究は食育について行っている。活動の様子を写真に撮り、掲示して保護者にも知らせている。今後は、食育活動の検証と課題を明確にして、保育の質の向上に繋げることを期待したい。個人の自己評価を集計して分析することで、課題が明確にされている。それらの課題を保育に反映していくことが望まれる。		